



中小企業融資制度資金の対象者を拡充します

「令和6年能登半島地震」により被災した県外事業所を有する県内事業者の事業再建を支援するため、「経営健全化支援資金（新型コロナ向け伴走支援型）」の対象者を2月9日申込分から拡充します。

改正内容

経営健全化支援資金（新型コロナ向け伴走支援型）の貸付対象者拡充

区分	現行	改正案
貸付対象者	<p>新型コロナウイルス感染症等の影響を受け、伴走支援型特別保証を利用する者であって、下記のいずれかに該当し、かつ経営行動に係る計画を策定した方</p> <p>(1) セーフティネット保証第4号に該当する認定企業</p> <p>(2) セーフティネット保証第5号に該当する認定企業</p> <p>(3) 次のいずれかに該当する方</p> <p>㊦ 最近1か月間の売上高が前年同月の売上高と比較して5%以上減少している方</p> <p>㊧ 最近1か月間の利益率が前年同月または直近決算の総利益率と比較して5%以上減少、もしくは直近決算の利益率が直近決算前期と比較して5%以上減少している方</p> <p style="text-align: center;">((4)追加)</p>	<p>新型コロナウイルス感染症等の影響を受け、伴走支援型特別保証を利用する者であって、下記のいずれかに該当し、かつ経営行動に係る計画を策定した方</p> <p>(1) セーフティネット保証第4号に該当する認定企業</p> <p>(2) セーフティネット保証第5号に該当する認定企業</p> <p>(3) 次のいずれかに該当する方</p> <p>㊦ 最近1か月間の売上高が前年同月の売上高と比較して5%以上減少している方</p> <p>㊧ 最近1か月間の利益率が前年同月または直近決算の総利益率と比較して5%以上減少、もしくは直近決算の利益率が直近決算前期と比較して5%以上減少している方</p> <p>(4) 激甚災害（令和6年能登半島地震による災害に限る）について、災害救助法が適用された地域内に事業所を有し、かつ、激甚災害を受けた方</p>
貸付限度額	【設備資金・運転資金の合計】1億円	
貸付利率	貸付対象者(1)、(2)の場合 年1.6% 貸付対象者(3)の場合 年1.8%	貸付対象者(1)、(2)、(4)の場合 年1.6% 貸付対象者(3)の場合 年1.8%
貸付期間	【設備資金・運転資金】10年以内（うち据置5年以内）	
信用保証料	国・県の補助により自己負担0.95%以内 ((1)、(2)は自己負担なし)	国・県の補助により自己負担0.95%以内 ((1)、(2)、(4)は自己負担なし)

取扱開始日 令和6年2月9日（金）申込分から

※資金使途や必要書類等については、長野県ホームページによりご確認ください。

確かな暮らしを守り、信州からゆたかな社会を創る

しあわせ信州創造プラン3.0
~大変革への挑戦「ゆたかな社会」を実現するために~

長野県総合5か年計画推進中



長野県は「SDGs未来都市」です



長野県は持続可能な開発目標（SDGs）を支援しています。

(問合せ先)

産業労働部経営・創業支援課金融支援係

担当：桐生 石坂

電話：026-235-7200（直通）

026-232-0111（代表）内線 2961

E-mail：kinyu@pref.nagano.lg.jp